

○ 湖南衛生組合会計管理者の事務を代理するものを定める規則

平成19年 3 月 27 日

規則第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第 3 項の規定により、湖南衛生組合会計管理者の事務を代理する職員を次のように定める。

出納事務を担当する職員

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。